

学校に身近な福祉

公益社団法人日本社会福祉士会 前副会長
中田社会福祉士事務所 所長

中田 雅章



独立行政法人教職員支援機構

目次

- 1 スクールソーシャルワーカーについて
- 2 こども家庭センターについて
- 3 こども家庭ソーシャルワーカーについて
- 4 児童相談所について
- 5 要保護児童対策地域協議会について
- 6 若者支援について

1 スクールソーシャルワーカーとは

子どもの最善の利益を保障するため、学校を基盤としてソーシャルワーク（社会福祉）の価値・知識・技術に基づき支援活動を行う者をいう。子どもたちが抱えている問題を解決するために、子どもたち“本人”と彼らを取り囲む“環境”の両方にアプローチしていく立場をとる福祉の専門家。スクールカウンセラーの役割と重なっている部分もあるが、ソーシャルワーカーの役割は、あくまでも“子どもに影響を与え得る環境に着目する”こと。その上で、環境や人間関係の調整を行っていく専門職である。

1 スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

都道府県・市町村教育委員会

学校



関係機関



児童相談所
福祉事務所
保健・医療機関
適応指導教室
警察
家庭裁判所
保護観察所 等

【校内体制づくり】

- ・校内チーム体制の構築
- ・教職員のサポート
- ・教職員等への研修 など

スクールソーシャルワーカー（SSW）

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

【関係機関との連携】

- ・ネットワークの構築
- ・関係機関との調整
- ・情報・行動連携 など

児童生徒が置かれた様々な環境の問題への働き掛け

友人



家庭



地域



児童生徒



不登校

いじめ

暴力行為

児童虐待

1 スクールソーシャルワーカーの役割

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動 等

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」

2 こども家庭センター

こども家庭センターを中心とした包括的・継続的支援

- 令和4年改正児童福祉法により、市町村によるセンター設置が努力義務化（令和6年4月施行）
- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を早い段階から支援して子育てを支える（身近な市町村の強み）
 - 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、地域全体で継続的に家庭を支える体制を強化
 - 設置率71.2%(R7.5.1) → 令和8年度までに全市区町村に整備するため開設や運営の経費を補助

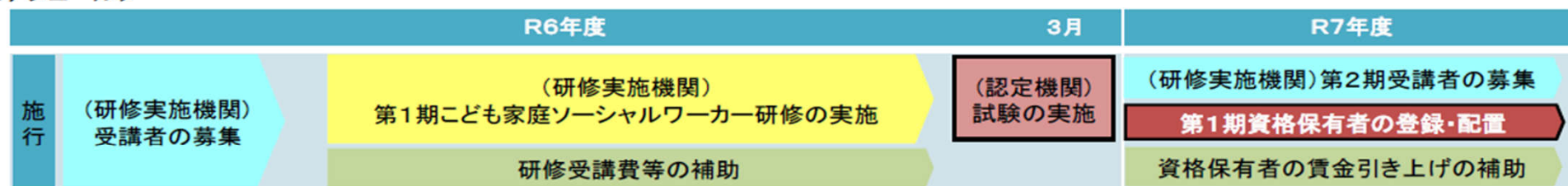


3 こども家庭ソーシャルワーカー

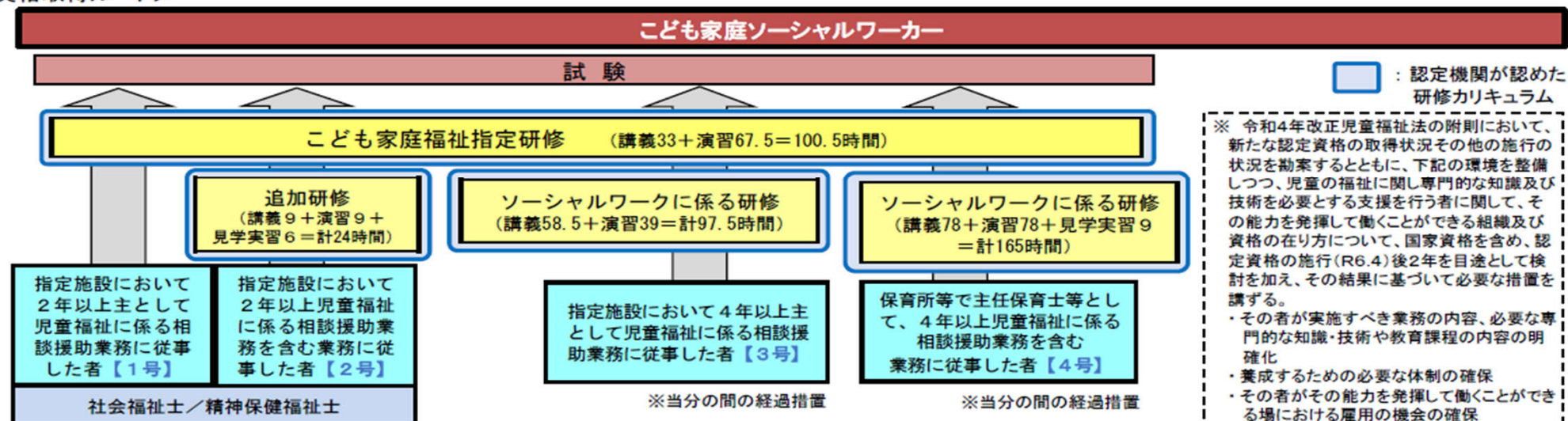
こども家庭ソーシャルワーカーについて

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、令和6年4月より、国の基準を満たした認定機関(※)が認定した研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)を導入。 ※一般財団法人日本ソーシャルワークセンター
- 受講者には、こども家庭福祉の現場(児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等)で働いている者など、一定の実務経験を求めており、研修に参加しやすいよう、講義等をオンラインで受講できることとしているほか、研修受講費や賃金引き上げ等に対して補助を行う事業を実施。
- こども家庭ソーシャルワーカーは、児童相談所の児童福祉司・市町村こども家庭センターの統括支援員・地域子育て相談機関の職員・スクールソーシャルワーカーといったこども家庭福祉の職種の要件の1つに位置づけられている。研修の受講を通じて現任者等が資質の向上を図り、質の高い支援を実施できる人材が幅広い現場で活躍することを目指す。

<スケジュール>



<資格取得ルート>



3 こども家庭ソーシャルワーカー養成の意義

こども家庭庁 こどもまんなか こども家庭ソーシャルワーカー養成の意義

こども家庭ソーシャルワーカーの養成は、

組織では

- ✓受講者の資質の向上
- ✓知識・技術の組織内への伝達によるチームワークの強化

地域では

- ✓こどもや家庭を支援する地域の関係機関のネットワークの拡大につながります

地域にこども家庭ソーシャルワーカーが増える
＝地域のこども・家庭福祉の支援体制や支援内容が充実すると、



早期の発見につながります

支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、支援につなげられる専門的知識を身につけた人材や組織が増えます。



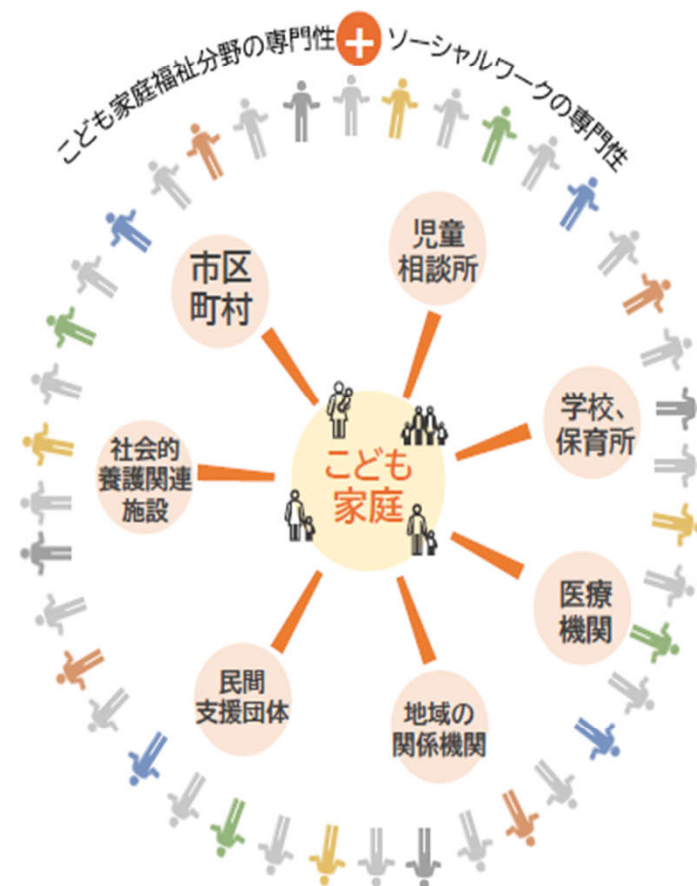
適切な支援が届きやすくなります

こどもや家庭からの相談に対し、こどもを取り巻く環境を的確に理解したうえで適切な支援へつなげられる、専門的知識を身につけたチームや組織が増えます。



関係機関同士の共通認識が深まり、連携がより円滑になります

こどもや家庭を支援する人や組織同士で、こども家庭福祉分野における共通の理解が醸成されることで、関係機関同士の連携がより円滑に、より強固になります。



すべてのこどもの健やかな成長の保障の実現へ

4 児童相談所の概要

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助、子どもの安全確保により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市
(港区・文京区・品川区・世田谷区・中野区・豊島区・荒川区・板橋区・葛飾区・江戸川区・横須賀市・金沢市・豊中市・明石市・奈良市)
- 全国240か所(令和7年4月1日現在)

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
*市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- (令和6年4月1日現在)

・児童福祉司	6,482人	(うち児童福祉司スーパーバイザー	1,150人)	}	等
・児童心理司	2,911人	・医師	797人		

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・く犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

4 児童福祉司の概要

児童福祉司の概要

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。（児童福祉法第13条第1項等）

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営方針）

（1）こども、保護者等からこどもの福祉に関する相談に応じること

（2）必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

（3）こども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

（4）こども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

○ 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの（こども家庭ソーシャルワーカー）

○ 都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

○ 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの

○ 医師 ○社会福祉士 ○精神保健福祉士 ○公認心理師

○ 社会福祉主事として2年以上相談援助業務に従事した者であって、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの

○ 上記と同等以上の能力を有する者であって、内閣府令で定めるもの

4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第9項）

5 人数等

○ 全国の児童相談所に 6, 482名（令和6年4月1日現在、任用予定含む）配置されている。

○ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定める。（児童福祉法第13条第2項）

※政令で定める基準：児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口3万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。

4 児童心理司の概要

児童心理司の概要

1 児童心理司の位置づけ

児童相談所の所員の中には、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員

(児童心理司)が含まなければならない。(児童福祉法第12条の3)

2 児童心理司の主な業務内容 (児童相談所運営指針)

(1) こども、保護者等の相談に応じ、

診断面接、心理検査、観察等によってこども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※ 面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

(2) こども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3 児童心理司の要件 (児童福祉法第12条の3)

医師若しくはこれに準ずる資格を有する者又は大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者※

※ これに準ずる資格を有する者には以下の者が含まれる。

- ・ 公認心理師
- ・ 学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ・ 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- ・ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

4 人数等

○ 全国の児童相談所に 2, 911名(令和6年4月1日現在)配置されている。

○ 児童心理司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。(児童福祉法第12条の3第7項)

※ 政令で定める基準：政令で定める児童福祉司の配置基準(里親養育支援、市町村支援の児童福祉司を除く。)の2分の1とする。

5 要保護児童対策地域協議会の概要

要保護児童対策地域協議会の概要

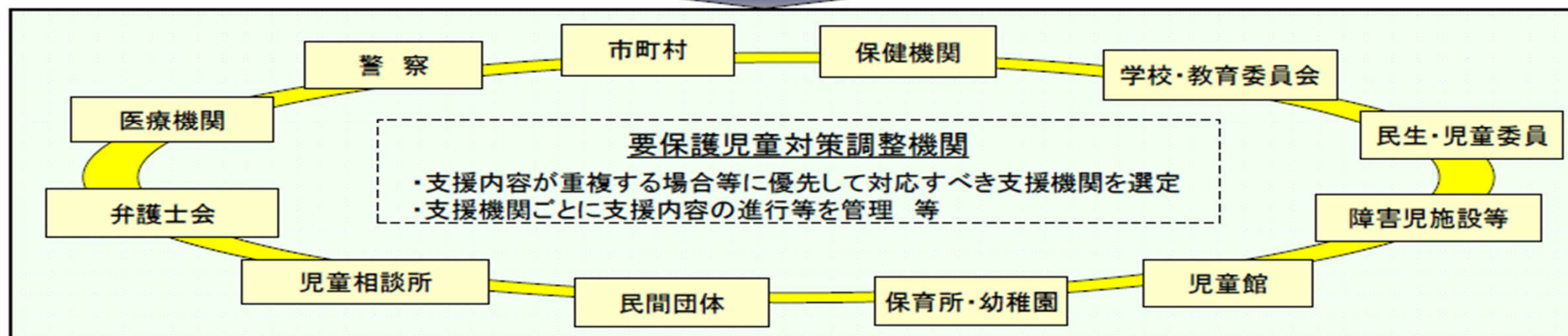
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成24年度	平成30年度	令和6年度
設置している市町村数(※1)		1,714(98.4%)	1,736(99.7%)	1,738(99.8%)
登録ケース数(うち児童虐待)		141,058(74,657)	238,642(108,041)	244,777(123,271)
※2 職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,156	1,986	3,249
	② その他専門資格を有する職員	2,304	3,949	6,448
	③ ①②以外の職員(事務職等)	2,617	2,215	2,654
	④ 合計	6,077	8,150	12,351

※1 平成24年度は6月末時点、平成30年度・令和6年度は4月1日時点

※2 平成24年度・30年度は調整機関職員数、令和6年度は児童福祉担当職員数

【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ、こども家庭庁虐待防止対策課調べ

5 要保護児童対策地域協議会の運営イメージ

要保護児童対策地域協議会の運営のイメージ

※下線部は、令和元年改正法により改正される部分（令和2年4月施行）

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 定期的に（例えば3か月に1度）、全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施
- ③ 要保護児童等対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- ① 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認（危険度や緊急度の判断）
- ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ③ ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
- ④ 実際の援助、介入方法（支援計画）の検討

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

※ 関係機関等は、協議会からの求めに応じるよう努めなければならない。

6 若者支援の制度

若者支援の制度

子ども・若者育成支援推進法(閣法(議員修正))について

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・ 国の大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり

〔国〕

〔地方公共団体〕

こども大綱

勘案

都道府県、市町村
こども計画
(子ども・若者計画)
(努力義務)

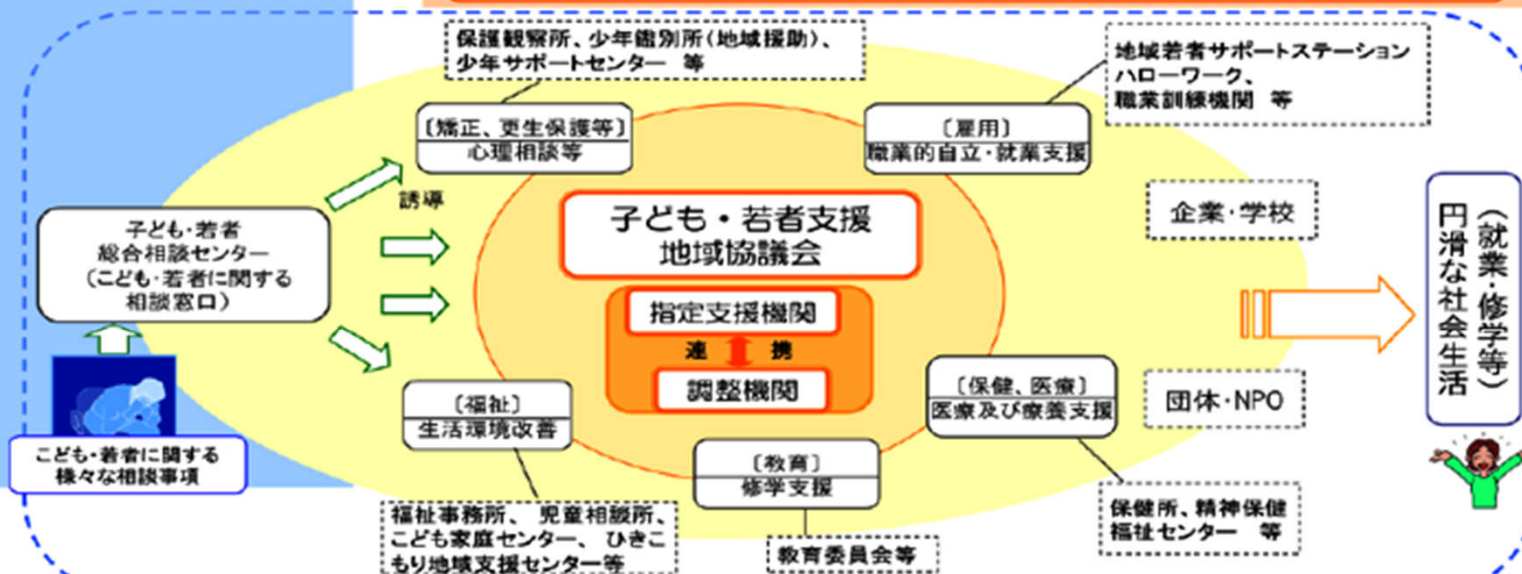
基本理念

国の基本的な施策等

- ・ 各関連分野における施策の総合的な実施
- ・ 子ども・若者の社会参画の促進や意見の尊重
- ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・ 社会環境の整備
- ・ 国民の理解の増進

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・ 関係機関等：各種支援の実施、状況把握、適切な関係機関への誘導、支援内容等の周知
 - 〔相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善 修学・就業 知識技能の習得 等の支援〕
- ・ 地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ① 調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等の間の連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ② 指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



※地域協議会ごとに、地域ニーズに応じた関係機関等による構成

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク(イメージ)

6 若者支援の制度

若 者 支 援 の 制 度

子ども・若者支援地域協議会 / 子ども・若者総合相談センター

- 子ども・若者支援地域協議会

社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援に関し、教育、福祉、保健、医療、矯正、雇用等の関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るためのネットワーク（2024年4月1日現在、142の地方公共団体が設置）

- 子ども・若者総合相談センター

子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（2024年4月1日現在、122の地方公共団体が設置）

